

要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認リスト

1. 販売時の確認や情報提供等をするものの資格種別

要指導医薬品	→	薬剤師
第一類医薬品	→	薬剤師
第二類医薬品	→	薬剤師もしくは登録販売者
第三類医薬品	→	薬剤師もしくは登録販売者

2. 販売時に確認等が必要な項目

	確認等しなければならない項目	確認等の話法例
①	使用者の確認 ※要指導医薬品は、使用者本人以外へ販売不可	「ご使用されるのはどなたですか？使用されるご本人でないと、販売できない薬があるので確認させていただきます。」
②	消費者（使用者）の基礎情報の確認	「お薬を適切に使っていただくために、（ご使用される方について）いくつか質問や確認をさせて下さい。少しお時間いただいてもよいでしょうか？」
	・年齢	「年齢はおいくつですか？」
	・他の医薬品の使用状況	「他のお薬やサプリメントは服用していませんか？」
	・性別（妊娠や授乳の有無） ※妊娠している場合は妊娠週数も聴取	「妊娠や授乳中ではありませんか？」
	・症状	「現在、どのような症状がありますか？」
	・医療機関の受診の有無	「医療機関にはかかられましたか？」
	・現在、かかっている疾病	「現在の症状の他に、治療中の病気などはありますか？」
	・当該医薬品の使用歴	「こちらの薬を使用されたことはありますか？」
	・副作用歴	「薬を飲まれて体調が悪くなったことなどはありますか？」
	・その他確認しなければならない事項	（濫用の恐れがある医薬品を複数購入する場合などは） 「どうして複数お求めなのですか？」
③	書面を用いた 使用上の注意事項の説明、効能効果、用法用量等の説明	（要指導医薬品と第一類医薬品は必ず書面を用いて） 販売する製品に応じた使用上の注意などを説明する
④	情報提供内容の理解の確認	「説明は以上になります。説明は十分にご理解いただけましたか？他にご質問などはございませんか？」
④	情報提供をした薬剤師名等の伝達、購入後の相談・連絡先の案内	「薬剤師（登録販売者）の〇〇が説明させていただきました。後日、わからない点などがでてきましたら、こちらまでご連絡ください。」

※第二類医薬品や第三類医薬品では、一部確認項目等は努力義務ですが、医薬品を適正に使用するためには、確認等が必要です。

3. 販売後に記録が必要な項目（要指導医薬品と第一類医薬品）

・販売日時	・販売した製品名	・販売個数
・情報提供の理解の確認結果	・販売、情報提供した薬剤師の氏名	
・（必要に応じて）購入者の連絡先		

要指導医薬品・一般用医薬品販売の確認フローチャート

